

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月27日
【会社名】	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
【英訳名】	Canon Marketing Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂田 正弘
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番6号
【電話番号】	(03)6719-9111
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経理本部担当 柴崎 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番6号
【電話番号】	(03)6719-9072
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経理本部担当 柴崎 洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年3月26日開催の当社第47回定時株主総会（以下「本総会」という。）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円

配当総額 金3,241,881,600円

剰余金の配当が効力を生ずる日 平成27年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の今後の事業展開に備えるため、定款第2条（目的）を変更するもの、および「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、同法の施行を条件に定款第25条（取締役の責任免除）および第33条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものである。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、村瀬治男、坂田正弘、柴崎洋、白居裕、八木耕一、松阪喜幸、足立正親、神森晶久および土居範久の各氏を選任する。なお、土居範久氏は社外取締役候補者である。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、大野和人氏を選任する。なお、同氏は社外監査役候補者である。

第5号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、取締役賞与総額58,400,000円を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	1,126,671	323	278	99.38	可決
第2号議案	1,110,708	16,286	278	97.97	可決
第3号議案					
村瀬 治男	1,002,115	118,812	6,345	88.39	可決
坂田 正弘	1,042,330	78,597	6,345	91.94	可決
柴崎 洋	1,116,176	10,818	278	98.45	可決
白居 裕	1,112,744	14,249	278	98.15	可決
八木 耕一	1,112,768	14,225	278	98.15	可決
神森 晶久	1,115,981	11,013	278	98.43	可決
松阪 喜幸	1,116,168	10,826	278	98.45	可決
足立 正親	1,111,951	15,043	278	98.08	可決
土居 範久	1,122,767	4,227	278	99.03	可決
第4号議案					
大野 和人	928,985	191,942	6,345	81.94	可決
第5号議案	1,122,929	3,855	488	99.05	可決

(注) 1 各議案の賛成数、反対数および棄権数は、本総会前日までの事前行使分に当日出席の一部の株主から賛否に関して確認できたものを加算しています。

2 各議案の賛成率は、出席株主の議決権数(本総会前日までの事前行使分と当日出席分を合計したものを)を分母とし、本総会前日までの事前行使分における賛成数に当日出席の一部の株主から賛成が確認できた分を加算したものを分子として算出しています。

3 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に本総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上